

令和8年度 糸満市手話奉仕員養成講座(入門編・基礎編)  
受講希望されるみなさまへ

\*受講を希望される方は、下記の内容を充分にご理解いただいたうえで、お申込みをお願いします。\*

【受講申込みについて】

- 手話学習経験がない、または手話を学習して1年未満の方を対象とします。
- 入門編(初心者講座・本講座)から基礎編まで、約2年間を一区切りとします。
  - \*1年目『初心者講座』(第1～第5回)全5回 ※テキスト不要
    - ・どなたでも受講可能です。5回目の受講日に簡単なテストを実施します。
  - 『本講座』(第6～第40回)全35回
    - ・初心者講座テストの合格者のみが受講できます(18歳から概ね45歳以下)。
  - \*2年目『基礎編』(第1～第40回)全40回
    - ・入門編を修了した方が受講できます。
- 『本講座』 第6回以降も受講料は無料ですが、下記費用が必要になります。

※ご購入いただく際は改めてご案内します。

○実技テキスト(入門編・基礎編セット)・	3,300 円
○講義テキスト(入門編・基礎編セット)・	990 円
○インターネット自主学习代(年間)	1,760 円
計	6,050 円

※自主学习では、インターネット環境が必須(パソコン推奨)です。ご自身で環境準備をお願いします。

【受講時の留意事項について】

- 手話は目で見る「視覚言語」です。話している人の顔と身体全体を見るようにしましょう。
- 音声での指導は殆どありません。基本的にろう講師と手話で会話形式の学習が中心となります。講師への質問は、挙手で合図を送っていただきます。
- 日本語の文法や音声は忘れて、手話をそのまま受け止めましょう。会場内では休憩時間を含め、受講生同士でも手話で話すように心がけましょう。
- コミュニケーション(会話)方法を学ぶため、講座内では、家族や仕事のことなど、プライバシーに関する質問がたくさんあります。答えたくない場合は、例文を参考に答えても構いません。
- 講義100%、実技80%出席が修了要件です。やむを得ず講義を欠席する場合は、事前にご相談ください。他市町の代替受講をもって出席とみなします。ただし、状況によっては受けられない場合があります。実技の代替受講はできません。
- 遅刻や早退、途中退室、ふりかえり未提出の場合は欠席扱いとなります。
- 修了要件に満たなくなった場合、その後は受講できません。
- 連絡は、主にメールを使用します。本市からのメールを受信できるよう、設定をお願いします。

【障害福祉課】 098-840-8103 mail:syuwa-i@city.itoman.lg.jp